

商品概要説明書

J A多目的ローン

(2025 年 10 月 1 日現在)

商品名	J A多目的ローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。 ① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金 ○保証機関の保証料、消費税もあわせてお借入れいただけます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 ○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

保証料	○一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入利率 3%、お借入額 1 0 0 万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>1 0 年</td></tr><tr><td>保証料 (円)</td><td>10, 352</td><td>15, 295</td><td>25, 124</td><td>49, 361</td></tr></table> ○保証料率は年 1. 00%です。	お借入期間	2 年	3 年	5 年	1 0 年	保証料 (円)	10, 352	15, 295	25, 124	49, 361
お借入期間	2 年	3 年	5 年	1 0 年							
保証料 (円)	10, 352	15, 295	25, 124	49, 361							
団 体 信 用 生 命 共 済 (保険)	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0. 3 0 %</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 4 0 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 4 5 %</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 0 %	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 4 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 4 5 %		
団体信用生命共済（保険）名	加算利率										
団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 0 %										
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 4 0 %										
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 4 5 %										
9 大 疾 病 補 償 保 険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大 疾 病 補 償 保 険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 6 2 %										
手数料	○新規事務取扱手数料… 5, 5 0 0 円（消費税等含む） ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合… 5, 5 0 0 円 ②一部繰上返済の場合… 5, 5 0 0 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5, 5 0 0 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。										
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店にお申し出ください。 ・本店 金融共済部（電話：0 4 2－5 9 4－1 0 1 1） ・日野支店（電話：0 4 2－5 8 3－2 1 1 1） ・七生支店（電話：0 4 2－5 9 1－2 0 1 1） ・多摩支店（電話：0 4 2－3 7 5－8 2 1 1） ・稲城支店（電話：0 4 2－3 7 7－6 0 0 2） 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置										

	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。			
	名 称	電話番号	受付日	受付時間
	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00
	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。			
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○当組合は、非対面取引を実施しておりませんので、ご契約時等に所定の店舗へご来店を頂き、ご契約等の手続きが必要となります。			

J A 東京みなみ